

Ⅲ－１ 「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の推進

児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を目指す

「魅力的な学校づくり」の5つの視点

1 温かな学級づくり	2 子供同士や先生と子供の絆づくり	3 分かる授業づくり	4 小・中学校の連携	5 家庭との連携
・一人一人の居場所がある温かな学級をつくりましょう	・一人一人の子供の心を認め合う取組の推進と先生・子供の信頼関係の構築を図りましょう	・きめ細かい教科指導の実施や学ぶ意欲を育む指導の充実を図りましょう	・小学校と中学校による情報交換と交流活動を積極的に行いましょう	・家庭との連携を密にし、学校と家庭が一体となって不登校の未然防止に努めましょう

参照：「不登校児童生徒への支援の在り方について」宮城県教育委員会 令和3年8月

「絆づくり」と「居場所づくり」

★「絆づくり」と「居場所づくり」の違い

児童生徒主体で取り組む絆づくり

日々の授業や行事等において、全ての児童生徒が活躍し、互いが認め合える場面を実現する。
→児童生徒が主体的に取り組む活動を通し、自らが「絆」を感じ取り、紡いでいく。

教職員主導による居場所づくり

学級や学校をどの児童生徒にとっても落ち着ける場所にする。
→教職員が、児童生徒にとって安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する。

参照：「生徒指導リーフ No.2『絆づくり』と『居場所づくり』」（国立政策研究所）平成24年2月

「不登校問題に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～

令和4年6月

教科の指導と生徒指導の一体化

授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となります。教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、生徒指導の実践上の視点である、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成を意識した実践に他なりません。教員が学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつという日本型学校教育の強みを活かした授業づくりが、児童生徒の発達を支えます。

参照：「生徒指導提要（改訂版）」（文部科学省）令和4年12月

(1) 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫が求められます。

(2) 共感的な人間関係を育成する授業

共感的な人間関係を育成する観点からは、授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切です。

(3) 自己決定の場を提供する授業づくり

児童生徒が、授業場面で自らの意見を述べたり、観察・実験・調べ学習等において自己の仮説を検証しレポートにまとめたりすることを通して、自ら考え、選択し、決定する力が育ちます。

(4) 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮することも不可欠です。授業は一般に学級・ホームルームの単位で行われるため、一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級・ホームルーム集団が児童生徒の「(心の)居場所」になることが望まれます。

いじめ防止のために

〇いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

対等で自由な
人間関係

自己信頼感

「困った、助けて」
と人を頼れる雰囲気

多様性を
認め合える雰囲気

- ・ 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等な人間関係が築かれるようにする。
- ・ 主体的に取り組む活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感させることで自己有用感を育む。
- ・ 「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った、助けて」をしっかりと受け止めることができる学級・学校づくりを行う。
- ・ 教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し合える学級・学校づくりを目指す。

〇いじめの未然防止教育（課題予防的生徒指導）

体験的な
学びの機会

心理教育の視点から

法律の意味や役割
について学ぶ

いじめを
許容しない雰囲気

- ・ 道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意する。
- ・ 児童生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行う。
- ・ 発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、スクールロイヤーなどの法律の専門家等から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つ。
- ・ 全教職員が、いじめを受けた児童生徒を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させるよう努める。

〇いじめの早期発見対応（課題予防的生徒指導）

児童生徒、保護者との
信頼関係の構築

小さな変化や SOS 信号
を察知し、即対応

「嫌な思い」をしたこと
を積極的に認知

- ・ 日頃からアンテナを高く張り、児童生徒や保護者との信頼関係構築等に努める。
- ・ 児童生徒の小さな変化や SOS 信号を察知し、すぐに対応し、「嫌な思い」をしたことをいじめとして認知する。
- ・ アンケート調査の実施に当たっては、実施時の机の配置や雰囲気に注意し、回収時は児童生徒の前で封筒に入れるなどして匿名性を守るよう努め、児童生徒が安心して取り組めるようにする。

【積極的な認知：「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定（最終改定平成 29 年 3 月 14 日）より】

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

登校に不安を抱える児童生徒の支援のために

〇魅力ある・行きたくなる学校づくり

個に応じた指導

き然とした対応

連携・協働体制

1人1台端末の活用

- ・ 学業のつまづきから学校へ通うことが苦痛になるなど、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切である。また教職員による体罰や暴力等、不適切な言動や指導は許されない。
- ・ 学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要である。
- ・ 1人1台端末等を活用した心の健康観察の取組や定期的な相談活動を実施するなど、適切な支援につなげていくための方策を組織的・計画的に実施し、児童生徒の心の不安や体調の変化の把握に努める。

〇初期対応

変化の気付き

電話連絡

家庭訪問

情報共有

- ・ 児童生徒の様子に変化が見られたら、本人や保護者に様子を聞くなどすぐに対応する（休み始める予見）。
- ・ 児童生徒が欠席し始めたときは、早期に電話連絡や家庭訪問を行い、本人や保護者への働き掛けとその反応を記録し、累積する。
- ・ 予兆への対応を含めた初期段階から組織的な支援体制を整え、情報共有をするとともに支援会議を開催する。

〇アセスメントと支援

関係機関との連携

居場所の充実

組織的な支援体制

- ・ 学校全体の指導体制の充実を図るとともに、SCやSSW、みやぎ子どもの心のケアハウスなどの関係機関等との連携を密にしながら的確なアセスメントを行い、ケース会議等を行って、個別の支援計画に沿った組織的、計画的な対応を行う。
- ・ 児童生徒の状況に応じて、自分に合ったペースで学習・生活できる環境の設置（学び支援教室等・学校の別室）やオンライン指導の実施等、組織的な支援の充実を図り、学校内の居場所を充実させる。
- ・ 個別支援アセスメントシート等の記録を作成し、関係機関等との連携に活用する。
- ・ 校長のリーダーシップの下、教員だけではなく、様々な専門スタッフと連携協力し、いじめ対策・不登校支援担当者を中心とした組織的な支援体制を整える。

【児童生徒の個別支援アセスメントシート】

個別支援アセスメントシート		記入日	令和	年	月	日
対象児童生徒 学年 () 氏名 ()						
(1) 不登校になった経緯や気になっている問題・行動 小学校から断続的な不登校で、本年は進学を意図して登校を始めたが欠席がちである。学習面の遅れが顕著で人との関わりが苦手である。						
(2) 問題の経過と現在の学校生活の様子 ・ 小学3年から不登校がちで学年が上がるにつれ欠席が増えている。 ・ 別室のほっとルームに訪れたところ興味を示している。						
(3) 学校との関係 学び(学力、成績、学習への取組) ・ 計算ができない ・ 九九も正確に言えない。			(4) 個人の特性 性格傾向(長所) ・ 学校ではおとなしい ・ マイペースである			
アセスメントシートは関係機関と連携して作成する						

参照：「不登校の要因や背景を的確に把握するために～教職員＋SC、SSWによるアセスメントで効果的な支援を～」

(令和2年9月 宮城県教育委員会)

【居場所の充実：「学び支援教室支援事業」における取組から】

管内では、令和2年度は小学校1校、中学校1校の計2校、令和3年度は小学校3校、中学校12校の計15校、令和4～6年度は小学校3校、中学校16校の計19校に学び支援教室を設置した。2名の学び支援教室コーディネーターがそれぞれ9校と10校を担当し、学校体制の構築への指導・助言及び学び支援教室専任教員や児童生徒の支援に当たった。